

あすの景観をつくる

たつの市龍野地区 歴史的景観形成地区

景観ガイドライン



兵庫県

はじめに

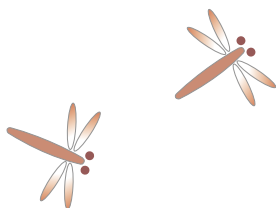
龍野のまちは、^{けいろうざん}鶏籠山、^{まとぼやま}的場山、^{しらさぎやま}白鷺山の三山と揖保川に囲まれ、中世の赤松氏の築城に始まった城下町としての佇まいを今も色濃く残しています。山々の豊かな緑と^{とじがわ}十文字川などの水面がまちの風情を高め、かつての町割に沿って町家や武家屋敷、寺院、醤油蔵が見られ、特色あるまちなみをつくっています。

これらのまちなみには、風土と人々の様々な営みがぎざまれ、今も地域の人々の生活の舞台となり、また訪れる人々には歴史や文化に対する感動を与えています。

兵庫県では、龍野地区を平成2年3月に「都市景観の形成等に関する条例（当時）」に基づく都市景観形成地区に指定し、良好なまちなみ景観の形成を進めてきましたが、指定後20年余が過ぎ、社会経済情勢の変化、世代交代等により、景観に対する意識の薄れや景観にあわない建築物の増加等、地区の状況に変化が見られるようになってきました。

このため、平成23年度より26年度まで、地区の皆様、たつの市、県民局（県民センター）が協働で景観形成計画の策定や景観基準の見直しに取り組み、このたび、その成果として景観形成地区の区域と景観形成基準の変更を行いました。この取り組みの中で、何度も検討を重ねた結果、『守る景観「龍野らしさを未来に」』、『創る景観「龍野の地域力をあげる」』の2つの基本方針をまとめ、今後、この方針のもと、三者が協働して景観まちづくりを進めていくこととしています。

このガイドラインでは、龍野地区の景観形成基準の基本的な考え方について解説し、その工夫の仕方について提案しています。この冊子が、これからの龍野地区の良好な景観形成の一助となり、景観形成を活用した地域のまちづくりが一層進んでいくことを願ってやみません。



龍野地区のこれまでの経緯

- 昭和47年／城下町龍野を守る会発足
- 昭和50年／龍野城整備着手
- 昭和55年／『龍野のまちなみ』発刊
- 昭和56年／町並み保存対策協議会、霞城文化自然保勝会発足
- 昭和57年／伝統的建造物群保存対策調査報告書発刊
- 昭和60年／全国町並みゼミ開催
- 昭和63年／町並み保存推進協議会発足
- 平成2年／都市景観形成地区に指定（H2.3.30）
- 平成4年／マンション建設問題を契機とした地元要望により、高さの基準を追加
- 平成12年／龍野地区まちづくり協議会発足
- 平成18年／自動販売機の基準を追加（県下全地区）
- 平成20年／「うすくち龍野醤油資料館」、「同別館」を景観形成重要建造物に指定
- 平成23年～26年／地区住民、たつの市、県民局の協働による景観形成計画の策定（景観形成基準の見直し）
- 平成27年／区域及び景観形成基準の指定変更、「龍野城」を景観形成重要建造物に指定

目次

- 1 龍野地区の概要…………… 1
- 2 景観まちづくりの基本方針 …… 3
- 3 景観形成の考え方…………… 7
- 4 景観形成基準…………… 13
- 5 広告物等の誘導基準…………… 18
- 6 修景のポイントと基準の解説…………… 20
- 7 届出の手続き…………… 29
- 8 景観形成の助成制度…………… 30
- 9 景観の形成等に関する条例…………… 31



守る景観
「龍野らしさを未来に」

豊かな詩情をたたえる
眺望景観を守る



揖保川対岸から龍野地区を望む

情緒・風情とハイカラな雰囲気
が漂うまちなみ景観を守る



浦川と寺院



醤油蔵

創る景観
「龍野の地域力を上げる」

歴史・文化を活かして町の魅力を
磨き、人と人をつなぐ景観を創る



龍野城

暮らしの中に賑わいの
ある景観を創る



オータムフェスティバル in 龍野

1 龍野地区の概要

(1) たつの市

たつの市は、兵庫県西南部の西播磨地域に位置し、面積約211km²の南北に長い地形で、平成17年に龍野市、新宮町、揖保川町、御津町が合併して誕生しました。

南北に貫く揖保川を軸に、原生林の鶏籠山、遠浅海岸の新舞子浜などの恵まれた自然資源や、国指定史跡の新宮宮内遺跡、国指定重要文化財の賀茂神社、永富家住宅、堀家住宅、また、龍野城と脇坂藩5万3千石の城下町に連なる古いまちなみなどの歴史的資源も豊富に有しています。これらの地域資源を生かし、多くの人を訪れるなど交流が行われています。風土が生み出した手延素麺や醤油醸造といった地場産業が根づく一方、ハイテク産業や電機産業も発展を続けています。

また、古くから交通の要衝として発展し、現在も交通軸が集中する地域となっており、さらなる整備も進められ、広域的なつながりと広がりをもつ地域です。



(2) 龍野のまち

龍野地区は、自然発生的な宿場町の形態の市街地を原形としながら、15世紀末頃の赤松氏に始まって、豊臣時代、脇坂時代を経るにしたがって城下町の形態を整えてきました。城館については、慶長元年（1596年）に豊臣氏の代官石川光元の時代に天守が取り壊され、その後山麓の現在の地に移されて平城となりました。

町割は絵図に見られるように、現在とほとんど変わらない形態になっており、城下町としてのありさまをよく知ることができます。このため、現在も宿場町の名残りや城跡、武家屋敷、町家群、醤油蔵など、生きた歴史の表情を読み取ることができます。

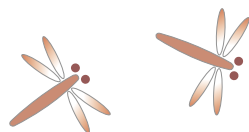
また、日本のこころを唱った「赤とんぼ」の作詞者三木露風をはじめ、詩人の矢野勘治や内海信之、哲学者の三木清などを生んだ文化的風土を持ちます。



国土地理院電子国土基本図を転写



宝暦2年（1752年）の絵図



(3) 景観の特性

- ・ 三方を取り囲む緑豊かな鶏籠山、的場山、白鷺山の山々と揖保川との間に形成されてきた城下町であり、揖保川の対岸や白鷺山などの眺望点からは瓦屋根が織りなす特徴ある景観が見られます。
- ・ 近世の町割が残され、武家地や町家地区などには歴史的なまちなみが見られます。武家地には、低層の戸建住宅がゆとりをもって建ち並び、伝統的な様式の白壁の土塀や門が連続しています。一方、町家地区では町家が通りに沿って隙間なく建ち並んでいます。町家は、18世紀中期から昭和初期まで約200年にわたるものが現存していますが、1階の内法方式、2階の開口部方式、壁面・軒裏などに時代により多様な形式があり、漆喰の外壁や板貼りの腰壁、虫籠窓や出格子などの様々な伝統的様式が見られます。
- ・ また、十文字川や浦川など生活の中で親しまれてきた川が流れるとともに、醤油蔵や煙突、寺院がランドマークやアイストップになり、変化に富んだ景観をつくっています。

(4) 景観形成重要建造物

県では、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建造物等を景観形成重要建造物等に指定し、適切な維持管理が図られるよう必要な指導、助言を行っています。建造物等の所有者等は、その優れた景観が損なわれないよう適切な維持管理に努めなければなりません。

たつの市では龍野地区の建造物が3件指定を受けています。武家屋敷や町家などの伝統的なまちなみを構成している建築物ではありませんが、地区を象徴する建築物です。

1 うすくち龍野醤油資料館（平成20年3月指定）

昭和7年に菊一醤油の本社事務所として建てられた洋風建築で、現在は、龍野醤油協同組合各社が保存していた醤油づくりの用具等を展示する資料館となっています。

1階内部はかなり改造がみられますが、非公開の2階は建設当時の内装をよく残しています。外観から煉瓦造に見えますが、実は木造で、瓦屋根の町家が建ち並ぶ一角に突如あらわれる洋風建築は印象的です。



2 うすくち龍野醤油資料館別館（平成20年3月指定）

大正13年に龍野醤油同業組合の事務所として建てられたモダンな洋館で、2階のホールは全国大会や音楽会などに使用され、現在は資料館の別館となっています。

外観は煉瓦造・石造のように見えますが木造であり、洋風の際立つ外観を持ちながらも、その歴史性・意匠性によって街並みにうまく溶け込んでいます。



3 龍野城（平成27年3月指定）

15世紀末頃に赤松村秀が築いたといわれる山城が、現在地に移り、脇坂安政が平城として再建し、その後、建物は解体されましたが、昭和50年から5年かけて城壁、多門櫓うずみもん、埋門、本丸御殿しころざかもん、鍛坂門が再建され、隅櫓が建築されました。緑豊かな鶏籠山を背後に佇むその姿は城下町龍野のシンボルとなっています。



2 景観まちづくりの基本方針

景観まちづくりの基本方針

龍野地区は、中世末より、鶏籠山、的場山、白鷺山の三山と揖保川との間に形成されてきた城下町であり、十文字川、浦川等の水面や周囲の豊かな緑が織りなす自然景観の中に、近世の町割に沿って町家や武家屋敷、寺院、醤油蔵がみられる特色あるまちなみを残している。

また、日本のこころを唱った“赤とんぼ”の作詩者三木露風をはじめ、詩人の矢野勘治や内海信之、哲学者の三木清等を生んだ文化的風土を持つ。

これら恵まれた自然環境とこれに調和した歴史的、文化的な景観を守り育て、次代に伝えるため、次の基本方針、修景方針及び景観形成基準に基づいて景観の形成を図る。

1 景観まちづくりの基本方針

(1) 守る景観 「龍野らしさを未来に」



ア 豊かな詩情をたたえる眺望景観を守る

陽光を受けて輝く揖保川の水面と瓦屋根が連なる落ち着いたまちなみとのコントラストを見下ろす白鷺山からの眺望景観、山ふところに息づくまちなみが一望できる揖保川に架かる龍野橋からの眺望景観を守り伝える。

イ 情緒・風情とハイカラな雰囲気漂うまちなみ景観を守る

城下町特有の町割の中に建ち並ぶ伝統的な町家や武家屋敷、寺院、醤油蔵が醸し出す情緒・風情と、点在する近代洋風建築のハイカラな雰囲気が漂うまちなみ景観を守り伝える。

(2) 創る景観 「龍野の地域力をあげる」

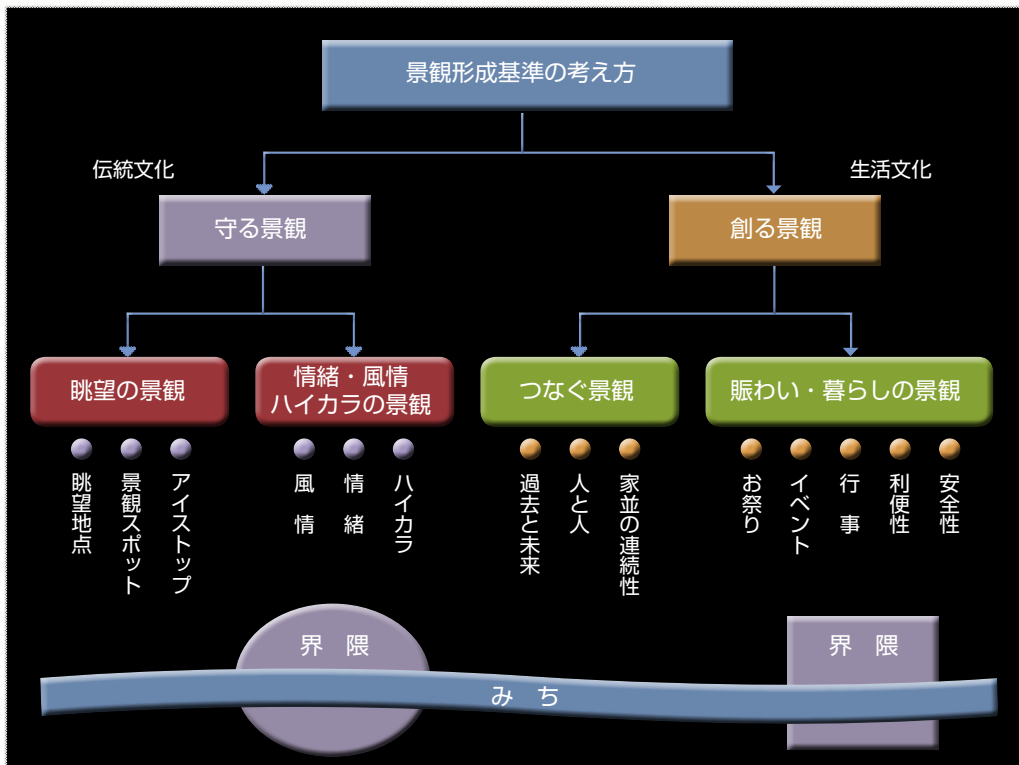
ア 歴史・文化を活かしてまちの魅力を磨き、人と人をつなぐ景観を創る

鶏籠山の緑と揖保川の清流、歴史的なまちなみが織りなす美しい景観や、郷土の偉人たちを育んだ文化的風土をつなぎ、それらを活かした整備を進めることで、まちの潜在力を引き出し、魅力を向上させる。そうすることにより、空き地、空き家をなくし、連続した家並みの景観を確保する。また、人々の交流や若い世代の定住を促進して、未来に継承していく。

イ 暮らしの中に賑わいのある景観を創る

武者行列等の華やかな行事が繰り広げられる龍野さくら祭の春の賑わい、町家を活用したギャラリーや醤油蔵が公開されるオータムフェスティバルの秋の賑わいなど、四季を通じて多彩な行事や祭りを楽しむ人々の力強い営みが、日々の暮らしと融合した、賑わいのある暮らしの景観を創る。

龍野らしさを未来につなごう



ワークショップにより作成した景観形成の基本的方向

龍野地区では、単に良好な景観形成を図るだけでなく、景観を軸とした総合的なまちづくりをめざし、「景観まちづくりの基本方針」を定めています。

基本方針では、最初に、『守る景観「龍野らしさを未来に」』として、伝統文化を守り、豊かな詩情をたたえる眺望景観と、情緒・風情とハイカラな雰囲気が漂うまちなみ景観を、次世代に守り伝えることとしています。

次に、『創る景観「龍野の地域力をあげる」』として、生活文化を創造し、歴史・文化を活かしてまちの魅力を磨くことにより、空き地・空き家で途切れることのない連続した家並みの景観を確保して、人々の交流や若い世代の定住を促進するつなぐ景観と、人々の力強い営みにより日々の暮らしの中に賑わいのある景観を創ることとしています。

これらの方針のもと、恵まれた多様な景観資源を保全活用し、さらに良好な景観形成とまちづくりを進めていくため、次のとおり景観形成区域を定め、景観要素に応じた配慮を求めます。

(1) 景観形成区域の設定

鷄籠山、的場山、白鷺山の三山と揖保川に囲まれた平地部分と、城山である鷄籠山の南斜面、東斜面を含む区域とします。

三山と揖保川に囲まれた平地部分は、江戸時代からの町割をほぼそのまま受け継ぐ城下町、宿場町の部分で、城跡を始め、武家屋敷、商家、町家、醤油蔵、寺院等の多くの歴史的建築物が見られます。また、鷄籠山は元々山城であった龍野城の城山で、天守が取り壊され平城になってからも城館の背景として景観上重要な山となっています。これらの地区の景観形成を推進していくため、景観形成区域としています。

具体的には、たつの市龍野地区歴史的景観形成地区区域図に示す区域です。

(2) 景観要素に応じた区域の設定

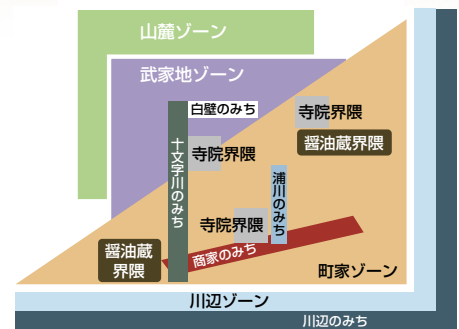
龍野地区の景観構造は、北側、西側を鶏籠山などの三山、東側、南側を揖保川という緑と水に囲まれた豊かな自然環境の中に、城下町の歴史的なまちなみが広がります。また、重要な景観要素として、十文字川・浦川のせせらぎ・水路空間、棟瓦造の煙突と調和した醤油蔵、武家地と町家の間に連なる寺院群が挙げられます。

まず、ゾーン設定として、主に西側の武家屋敷跡が集まっている「武家地ゾーン」、東側の商家や町家が集まっている「町家ゾーン」に分け、これに景観を構成する要素や遠景、中景、近景といった距離景などを考慮して、山と山裾の緑豊かな「山麓ゾーン」、歴史的まちなみへの導入部で川からの遠景も考慮する「川辺ゾーン」を加え、地区内を4つのゾーンに分け、それぞれの特性に合わせた基準を決めています。

醤油蔵、寺院は比較的大きな敷地の重要な景観要素であることから、それらの敷地と周辺を合わせて、「醤油蔵界限」、「寺院界限」に設定し、それらに配慮した修景を行う基準を決めています。

さらに、特に優れた景観を有し、人々に親しまれ、景観上重要な通りについては、「白壁のみち」、「十文字川のみち」、「商家のみち」、「浦川のみち」、「川辺のみち」として設定し、「界限」を有機的につなぐこととし、「みち」においては伝統的な様式に配慮した基準を決めています。

これらの構造を模式化すると、上図のようになります。具体的には、景観構造を踏まえた景観形成を進めるため、次ページのとおり区域を設定しています。



区域区分のイメージ

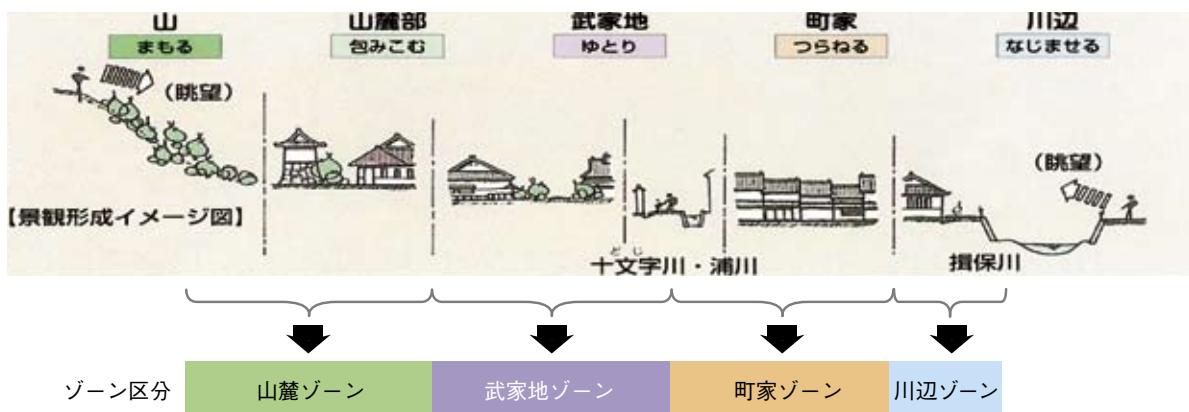
(3) 遠景・中景・近景

山と川に囲まれた位置にあるため、基本的には下の図に示すような地形を考慮した景観形成のイメージを描いています。さらに、効果的な景観形成を進めていくには、遠景・中景・近景といった距離景ごとに考えていくことが重要です。

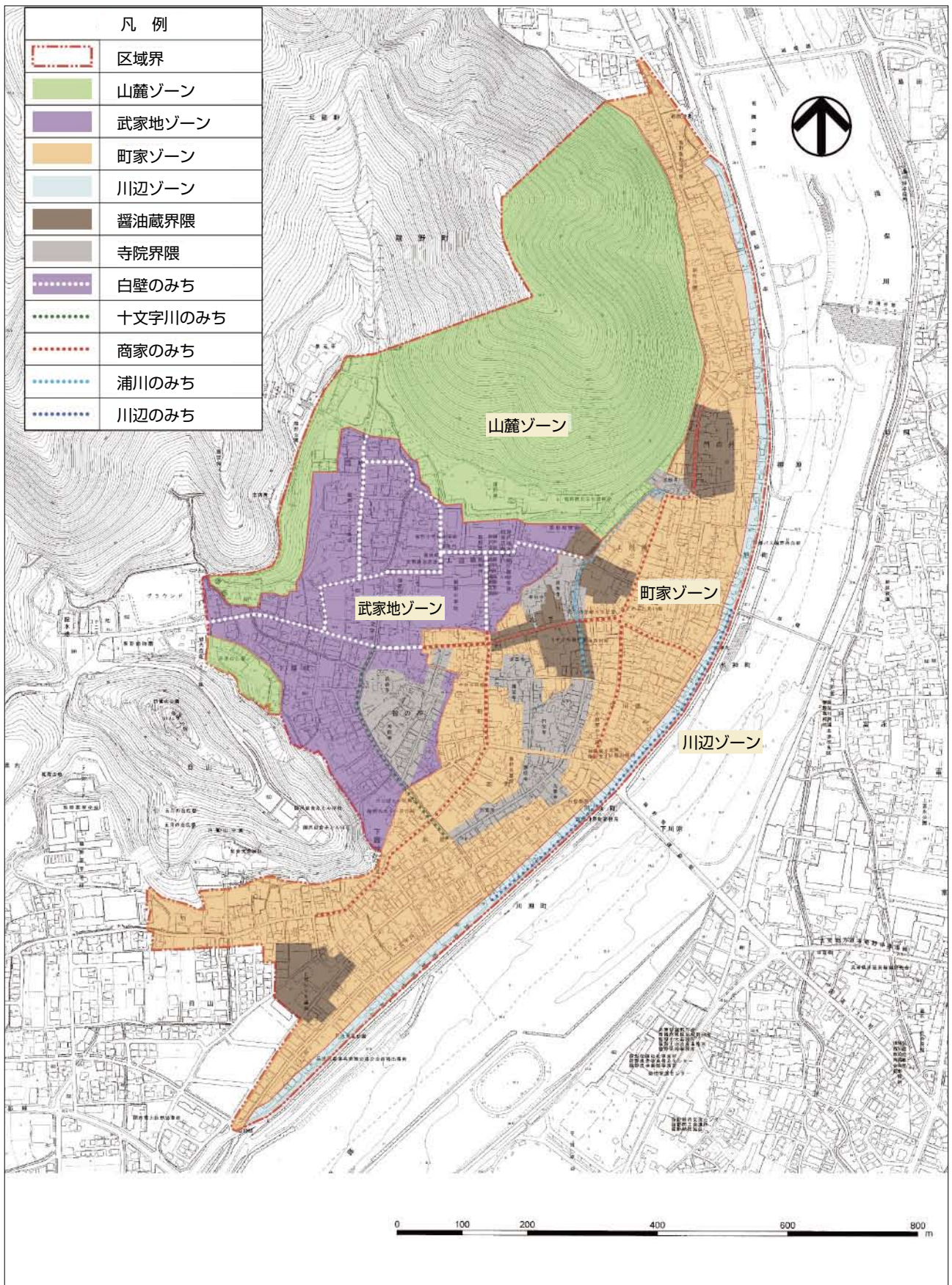
【遠景】 連なる瓦屋根が見下ろせる白鷺山などからの俯瞰景、山ふところに息づくまちなみが一望できる龍野橋などからの仰瞰景を守り育てます。

【中景】 町の通りから望まれる鶏籠山などの山々、十文字川や浦川などのせせらぎ、町家や武家屋敷など変化に富んだまちなみ、ランドマークになっている醤油蔵の煙突など親しみのある景観を守り、育てます。

【近景】 町家に見られる多彩な建築様式、洋館など歴史的な建築物の景観を守り育てます。



(3) たつの市龍野地区歴史的景観形成地区 区域図 及び 基準付図

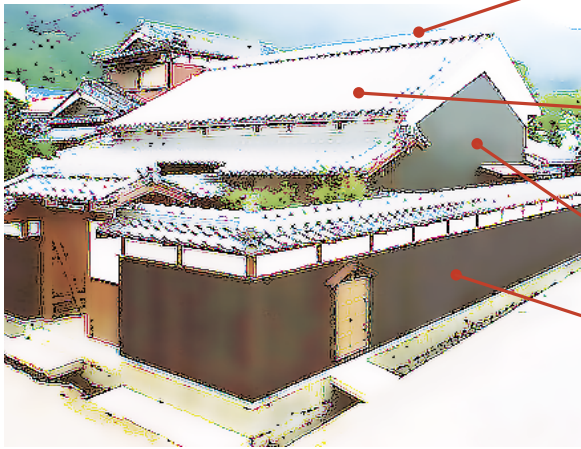


3 景観形成の考え方

(1) 建築物等に関する基準

■指定区域全域

白鷺山、龍野橋などから望まれるまちとして、低層で瓦屋根、白壁、板壁を基調とした、落ち着いたまとまりのあるまちなみ景観の修景に努める。



高さ	<ul style="list-style-type: none"> 川の眺望点から見て、山などの自然的景観要素を遮らないように努める 13 m以下
屋根	<ul style="list-style-type: none"> 山の眺望点から見て、瓦屋根の連続性を損なわない 勾配屋根 濃灰又は灰色もしくはこれに近い色
外壁	<ul style="list-style-type: none"> 白又は灰色もしくは茶系統 自然系の素材を用いるよう努める
外構	<ul style="list-style-type: none"> 門、塀は、白又は茶系統
建築設備	<ul style="list-style-type: none"> 通りから見えない位置に設置 屋上設備は設置しない
工作物	<ul style="list-style-type: none"> 突出感、違和感を軽減するような意匠 建築物の基準に準ずる色

■山麓ゾーン

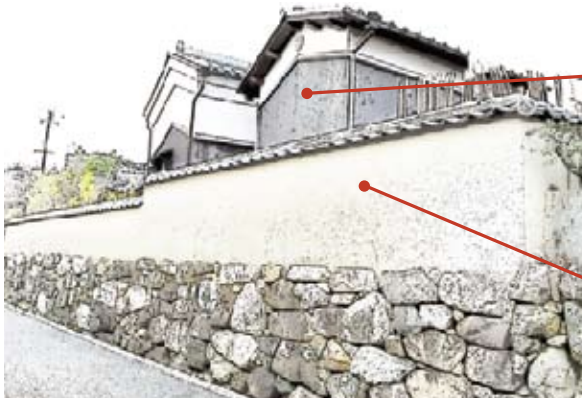
地区を緑で包み込みながら、まちなみの背景となっている鶏籠山、的場山、白鷺山の山麓の区域を「山麓ゾーン」とし、その景観を整えるため、建築物等の高さを抑えつつ、まちとの緩衝帯として緑豊かな修景に努める。



高さ	<ul style="list-style-type: none"> 3階以下
植栽	<ul style="list-style-type: none"> 建物の前面に植栽 樹木の保護・保全に努める 在来種など自然植生を考慮

■武家地ゾーン

龍野城址の南西に広がり、武家地の雰囲気や今に伝える区域を「武家地ゾーン」とし、通り沿いに連なるくずれ石積みや白壁の土塀、これらに囲われたゆとりある敷地の中に閑静に佇む住宅と背景の山の緑が醸し出す、落ち着いた風情を演出する修景に努める。



壁面の位置

- ・外壁は道路境界線から1m以上後退させ、ゆとりを確保
- ・植栽等によりうるおいを高める

外構

- ・門、塀又は生垣を設置
- ・門、塀は和瓦葺きとするように努める
- ・生垣は在来種など自然植生を考慮

■町家ゾーン

武家地ゾーン東側の旧因幡街道沿いに広がり、城下町と宿場町の顔をあわせ持つ区域を「町家ゾーン」とし、伝統的意匠を有する町家が軒を連ねる通り沿いを中心に、華やかで賑わいのある表情を創る修景に努める。



壁面の位置

- ・通りに面する壁面の位置は、隣近接する伝統的な建物の壁面又は塀にそろえるように努める
- ・やむを得ず建物を後退させる場合は、門、塀の設置等により、まちなみの連続性を損なわないように努める

建具

- ・色は黒色又は茶系統

■川辺ゾーン

地区の東側を流れる揖保川に沿った区域を「川辺ゾーン」とし、川の堤沿いに接する家並みの屋根のシルエットが背後の山並みと調和するような美しい眺望に配慮した川沿い修景に努める。



屋根

- ・対岸から桁行き方向の屋根面が見える形状及び配置

■醤油蔵界限

地区のシンボルとなっている醤油蔵及びそれと調和した環境を有する周辺を「醤油蔵界限」とし、赤い棟瓦造の煙突と黒い板壁との美しいコントラストが効いたまちなみやハイカラな雰囲気配慮した修景に努める。



屋根

- ・本瓦葺きとるように努め、屋根勾配は周囲の建物と類似させる

外壁

- ・仕上げは漆喰塗り、板貼り又はこれに類するもの
- ・虫籠窓、格子等の伝統的な意匠を取り入れるように努める

■寺院界限

地区中心部に点在する寺院及びそれと調和した環境を有する周辺を「寺院界限」とし、寺院や山門と築地塀が続く門前の静かな佇まいに配慮した修景に努める。



壁面の位置

- ・壁面の位置は、寺院の塀との連続性に配慮（町家ゾーンに限る）

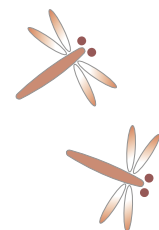
外構

- ・隣接する寺院の緑地との一体的な緑化に努める

灯具

- ・枠は木枠で木地色仕上げとるように努める
- ・暖かみのある光の色

「醤油蔵界限」及び「寺院界限」の基準は、当該界限の中の醤油蔵又は寺院が接する通りに面する建築物を対象とし、当該通りから展望できる部分に適用する。



■白壁のみち

落ち着いた武家屋敷の白壁の土塀等が続く通りを「白壁のみち」に設定し、時の流れが緩やかに感じられるような閑静な佇まいと調和する修景に努める。



高さ	・2階とする
外構	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀の仕上げは、漆喰塗り、板貼り、石貼り又はこれに類するもの ・門、塀は和瓦葺き
灯具	<ul style="list-style-type: none"> ・足元を照らす ・柵は木柵で木地色仕上げとするように努める ・暖かみのある光の色

■十文字のみち

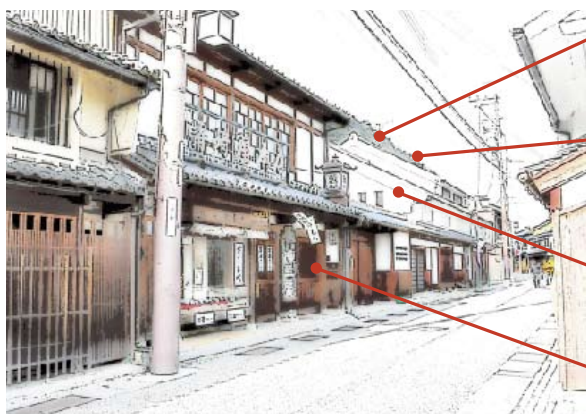
鶏籠山と的場山の水を集める十文字川に沿って、武家屋敷群から町家群へと続く通りを「十文字川のみち」に設定し、水音と笹の葉が擦れる音が聞こえ、生活に潤いを与えるせせらぎ空間を活用した修景に努める。



高さ	・2階とする
外構	<ul style="list-style-type: none"> ・門、塀の仕上げは、漆喰塗り、板貼り、石貼り又はこれに類するもの ・門、塀は和瓦葺き ・暗渠化を避け、新たな水路橋等は石造りとするなど、一体的な修景に努める ・敷地と水路の境界際において、石積み、植栽の保全等のせせらぎに配慮した修景に努める
灯具	<ul style="list-style-type: none"> ・柵は木柵で木地色仕上げとするように努める ・暖かみのある光の色

■商家のみち

本瓦葺きの切妻屋根、厨子二階の虫籠窓、出格子窓などの伝統的様式を有し、広い間口に引き込み戸を持つ商家群が連なる通りを「商家のみち」に設定し、人と物の往来が盛んだった旧街道の賑わいを演出、再生する修景に努める。



高さ	・2階とする
屋根及び庇	<ul style="list-style-type: none"> ・和瓦葺きで平入りとし、屋根勾配は周囲の建物と類似させる ・1階には下屋根又は下屋庇を設け、軒先の位置、高さ、勾配を周囲の伝統的な建物に合わせる
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・白又はそれに近い色彩 ・腰壁部分は板貼り又はこれに類するもの
建具	<ul style="list-style-type: none"> ・木製 ・通りに面する部分の窓、格子等は、伝統的な様式

■浦川のみち

浦川に沿って、如来寺の長い白壁の土塀や川面に映える枝垂れ柳、醤油蔵の焼杉の板壁と漆喰壁などが連なる通りを「浦川のみち」に設定し、寺院・醤油蔵・水路が織りなす龍野らしい風情と情緒漂う空間に配慮した修景に努める。



高さ	・2階とする
屋根	・本瓦葺きとするように努め、屋根勾配は周囲の建物と類似させる
外壁	・仕上げは、漆喰塗り、板貼り、石貼り又はこれに類するもの
外構	・暗渠化を避け、新たな水路橋等は石造りとするなど一体的な修景に努める ・敷地と水路の境界際において、石積み、植栽の保全等の水路に配慮した修景に努める
灯具	・枠は木枠で木地色仕上げとするように努める ・暖かみのある光の色

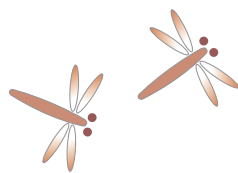
■川辺のみち

掛保川への親しみや自主防災への高い意識が表れた^{たたみてい}畳堤のある景観を呈している国道179号及び県道姫路上郡線の一部を「川辺のみち」に設定し、文人や哲学者を育んだ赤とんぼの里、城下町龍野へと人々を誘う沿道空間としての修景に努める。



屋根 ・ 外壁	・通りに面する屋根、外壁に、本瓦葺き、漆喰塗り、板貼り等の龍野の特色ある意匠を取り入れるように努める
---------------	----------------------------------------------------

近代洋風建築の修景等については、この基準によらず、建物の特性にふさわしいものとするよう努める。



(2) 自動販売機に関する基準

自動販売機の設置は、景観上大きな障害要因になります。自動販売機はなるべく景観形成地区内に設置されないことが望ましいのですが、利便設備として必要な場合、周囲の景観に配慮して設置するよう基準を定めています。



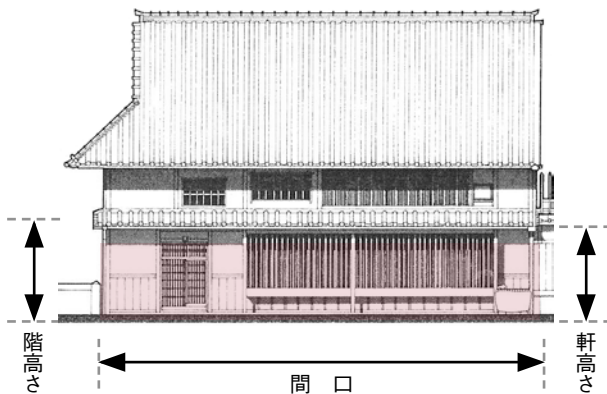
焼杉板等との調和に配慮した色彩の例



土壁等との調和に配慮した色彩の例

位置	・道路から後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める
意匠	・企業名、商品名等広告面を極力控える
色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とし、背景が土壁等、焼杉板等に比べて、指定された色の範囲とする
その他	・囲いや覆いを設けるなど修景に努める

(3) 広告物等に関する基準



「龍野の建築」より転写

意匠 ・ 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏籠山や揖保川等の自然環境や歴史的なまちなみと、建築物に調和したデザインとする ・自然系素材を使うように努める ・形状は長方形 ・伝統的意匠を取り入れるように努める ・設置すべきでない広告物を規定
---------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

位置	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上、最上階の屋根上、1階の下屋根及び下屋庇の上へは掲出はしない ・取付け高さは1階の階高さを限度 ・テントに掲出しないように努める
大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は2㎡以下 ・1立面の壁面利用広告物の総表示面積は、間口と軒高さの積の15/100以下かつ5㎡以下 ※川辺ゾーンは別に定める
色彩	・使用可能色、アクセント色（面積を限って使用可能な色）、使用禁止色を規定
文字等	・地色に占める文字の面積の割合を小さくするように努める
照明等	・動く光、点滅する光等を用いた看板は設置しない

4 景観形成基準

具体的な景観形成基準は、表1、表2及び表3のとおりとする。ただし、知事が景観審議会の意見を聴いた上で、当地区の優れた景観の形成を図るため、この基準を適用することが適当でないとする建築物等、自動販売機又は広告物等については、これによらないことができる。

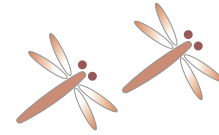


表1 建築物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
指定区域全域	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 揖保川沿いの主要な眺望点から見て、山などの自然的景観要素を遮らないように努めるとともに、背景となる山容との調和に配慮する。 ・ 13m以下とする。ただし、伝統的な建物はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・ 基調となる色彩は、建築物の基準に準ずる。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶏籠山、的場山、白鷺山の主要な眺望点から見て、瓦屋根のまちなみの連続性を損なわないよう意匠及び色彩に配慮する。 ・ 勾配屋根とし、濃灰又は灰色もしくはこれに近い色彩の仕上げとする。色彩は、無彩色で明度2.5以上5以下を原則とする。 	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる色彩は、白又は灰色もしくは茶系統の落ちついた色彩とする。色彩の範囲は、白壁等は、無彩色で明度9以上、又は色相が7.5 Y Rから2.5 Yまで、明度9以上、彩度1以下、板壁等の色相は2.5 Y Rから10 Y Rまでとし、明度2以上4.5以下、彩度3以下とする。 ・ 材料は、木材・土壁・石材・漆喰等の自然系素材を用いるよう努める。なお、着色されていない自然系素材の色は上記の色彩の範囲によらないことができる。 	
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 門、塀を設置する場合は、白又は茶系統の落ちついた色彩とする。 	
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調機等壁面に設置する設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず、見える位置に設置する場合は、意匠に十分配慮した目隠しを設ける。 ・ 屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、通りから見えにくい位置に設置するとともに、屋根の基準に準じて鶏籠山、的場山、白鷺山の主要な眺望点からの景観に配慮する。 	
山麓ゾーン	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階数は、3階以下とする。 	
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の前面に植栽を行うとともに、樹木の保護・保全に努める。 ・ 新たに植栽を行う場合は、地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮する。 	

	寺院界限	外 構	・隣接する寺院に緑地が配されている場合は、一体的な緑化に努める。
		灯 具	・枠は木枠で木地色仕上げとるように努める。 ・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。
武家地ゾーン	壁面の位置	壁面の位置	・外壁は、原則として道路境界線から1m以上後退させ、ゆとりを確保するとともに、植栽等によりうるおいを高める。
		外 構	・門、塀又は生垣を設ける。 ・門、塀は和瓦葺きとるように努める。 ・生垣とする場合にあっては、地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮する。
	醤油蔵界限	屋根	・本瓦葺きとるように努め、屋根勾配は周囲の建物と類似したものとする。やむを得ず本瓦葺きにできない場合は、和瓦葺きとする。
		外 壁	・仕上げは、漆喰塗り、板貼り又はこれに類するものとする。 ・虫籠窓、格子等の伝統的な意匠を取り入れるように努める。
	寺院界限	外 構	・隣接する寺院に緑地が配されている場合は、一体的な緑化に努める。
		灯 具	・枠は木枠で木地色仕上げとるように努める。 ・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。
町家ゾーン	壁面の位置	壁面の位置	・通りに面する壁面の位置は、隣近接する伝統的な建物の壁面又は塀にそるえるように努める。 ・駐車スペース等を確保するためにやむを得ず建物を後退させる場合は、門、塀の設置等により、まちなみの連続性を損なわないように努める。
		建 具	・建具の色は、黒色又は茶系統とする。
	醤油蔵界限	屋根	・本瓦葺きとるように努め、屋根勾配は周囲の建物と類似したものとする。やむを得ず本瓦葺きにできない場合は、和瓦葺きとする。
		外 壁	・仕上げは、漆喰塗り、板貼り又はこれに類するものとする。 ・虫籠窓、格子等の伝統的な意匠を取り入れるように努める。
	寺院界限	壁面の位置	・壁面の位置は、寺院の塀との連続性に配慮する。
		外 構	・隣接する寺院に緑地が配されている場合は、一体的な緑化に努める。
		灯 具	・枠は木枠で木地色仕上げとるように努める。 ・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。
	川辺ゾーン	屋根	・対岸から桁行き方向の屋根面が見える形状及び配置を原則とする。

(注)「醤油蔵界限」及び「寺院界限」の基準は、当該界限の中の醤油蔵又は寺院が接する通りに面する建築物を対象とし、当該通りから展望できる部分に適用する。

【「みち」沿いの基準】

「みち」に面する建築物には、前2ページの基準に加え、以下に掲げる基準を適用する。

区 域	項 目	景 観 形 成 基 準
白壁のみち	高 さ	・階数は2階とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。
	外 構	・門、塀の仕上げは、漆喰塗り、板貼り、石貼り又はこれに類するものとする。 ・門、塀は和瓦葺きとする。
	灯 具	・足元を照らすことを基本とし、枠は木枠で木地色仕上げとするように努める。 ・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。
十文字川のみち	高 さ	・階数は2階とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。
	外 構	・門、塀の仕上げは、漆喰塗り、板貼り、石貼り又はこれに類するものとする。 ・門、塀は和瓦葺きとする。 ・水路景観に配慮し、水路等の暗渠化を避けるとともに、新たに水路橋等を設置する際には石造りとするなど周辺と調和させ、一体的な修景に努める。 ・敷地と水路との境界際においては、石積み、植栽の保全等のせせらぎ景観に配慮した修景に努める。
	灯 具	・枠は木枠で木地色仕上げとするように努める。 ・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。
商家のみち	高 さ	・階数は2階とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。
	屋 根 及 び 庇	・屋根及び庇は、和瓦葺きで平入りとし、屋根勾配は周囲の建物と類似したものとする。 ・1階には下屋根又は下屋庇を設け、軒先の位置、高さ、勾配を周囲の伝統的な建物に合わせるものとする。
	外 壁	・外壁は、白又はそれに近い色彩の仕上げとし、腰壁部分は板貼り又はこれに類するものとする。
浦川のみち	建 具	・原則として、木製とする。やむを得ず木製以外とする場合は、茶系統の色彩とする。 ・通りに面する部分の窓、格子等は、伝統的な様式とする。
	高 さ	・階数は2階とする。やむを得ず3階以上とする場合は、3階以上の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。
	屋 根	・本瓦葺きとするように努め、屋根勾配は周囲の建物と類似したものとする。やむを得ず本瓦葺きにできない場合は、和瓦葺きとする。
	外 壁	・仕上げは、漆喰塗り、板貼り、石貼り又はこれに類するものとする。
	外 構	・水路景観に配慮し、水路等の暗渠化を避けるとともに、新たに水路橋等を設置する際には石造りとするなど周辺と調和させ、一体的な修景に努める。 ・敷地と水路との境界際においては、石積み、植栽の保全等の水路景観に配慮した修景に努める。
川辺のみち	灯 具	・枠は木枠で木地色仕上げとするように努める。 ・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。
	屋 外 根 壁	・通りに面する屋根、外壁に、本瓦葺き、漆喰塗り、板貼り等の龍野の特色ある意匠を取り入れるように努める。

(注)近代洋風建築の修景等については、表1の基準によらず、建物の特性にふさわしいものとするよう努める。

表2 自動販売機に関する基準

区域	項目	景観形成基準
指定区域全域	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努める。 ・複数設置する場合は、乱雑とならないよう配置する。
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・企業名、商品名等広告面を極力控えるなど、周辺景観との調和に配慮する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。 ・背景が土壁、漆喰壁等の場合は、色相5 Y、明度7.5、彩度1.5を、焼杉板壁等の場合は、色相5 Y R、明度3、彩度1を基本とする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。



人と物の従来が盛んであった旧街道の賑わいを
思い起こさせる商家のみち



閑静な佇まいのゆっくりとした
時間が流れる白壁のみち



表3 広告物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準		
指定区域全域	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上又は最上階の屋根上へは掲出はしない。取付け高さは1階の階高さを限度とし、1階の下屋根又は下屋庇の上には設置しないことを原則とする。ただし、伝統的な意匠の木製板看板又は灯具看板等を設置する場合は、この限りでない。 ・道路内への設置又は突出はしない。 ・テントには広告物を掲出しないように努める。 ・川辺ゾーンでは、揖保川に直交して設置することを基本とする。 		
	大きさ	川辺ゾーンを除く全域	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は2㎡以下を原則とする。ただし、のれんはこの限りでない。 ・1立面の壁面利用広告物の総表示面積は、間口と軒高さの積の15/100以下かつ5㎡以下を原則とする。 	
		川辺ゾーン	建植え広告物、置き看板	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は2.5㎡以下を原則とする。 ・地上からの高さは6m以下を原則とする。
			壁面利用広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・1立面の総表示面積は5㎡以下を原則とする。ただし、地色を無彩色又は茶系統とし、文字の面積を看板の面積の20%以下とした場合は、10㎡以下とする。
			立て看板	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は2㎡以下を原則とする。 ・地上からの高さは2m以下を原則とする。
		その他の広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・1方向の表示面積は2㎡以下を原則とする。ただし、のれんはこの限りでない。 	
	意匠・材料	<ul style="list-style-type: none"> ・鶏籠山や揖保川等の自然環境や歴史的なまちなみと、建築物に調和したデザインとする。 ・木材、石材等の自然系素材を使うように努める。 ・形状は長方形を基本とする。 ・建植え広告物は、高さの1/3程度まで腰板を設置するなど、屋根、格子、行灯等の伝統的意匠を取り入れるように努める。 ・プラスチックの竿等を用いた簡易なのぼり旗は、原則として設置しない。地域のイベント等に一時的に使用する場合はこの限りでないが、この場合も、景観上の配慮に努める。 ・木枠を用いた布貼り印刷の簡易な脚付き立て看板は、原則として設置しない。 ・下地を光沢のあるアクリル板のみで制作した看板、極太文字の看板、細かく多数の文字が書かれている看板、原色を多用した看板等は設置しないように努める。ただし、歴史的なまちなみに配慮した意匠を用い、周辺景観と調和したものはこの限りでない。 		
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩の範囲は、R、Y R系の色相では彩度6以下、Y系の色相では彩度4以下、その他の色相では彩度2以下とする。ただし、表示面積の20%以下に限りこれを超える色を使用できるが、Y、Y R系の色相では彩度10、その他の色相では彩度8を超える色を使用してはならない。なお、着色されていない木材、石材又は銅板等の自然系素材の色はこの限りでない。 		
文字等	<ul style="list-style-type: none"> ・地色に占める文字の面積の割合を小さくするように努める。 ・キャラクター等のイラストや写真入りの看板は設置しないように努める。地域で親しまれているものはこの限りでないが、この場合も周辺景観との調和に配慮する。 			
照明等	<ul style="list-style-type: none"> ・点滅式照明、回転灯、ネオンサイン、LEDサイン、映像、レーザー光線等の動く光、点滅する光、原色を多用した光及び強い光等を用いた看板は設置しない。 			

5 広告物等の誘導基準

【「みち」 沿い等の広告物等誘導基準】

「みち」に面する広告物等及び「界限」に含まれる広告物等には、表3の基準に加え、下表を誘導基準として適用する。

区 域	項 目	誘 導 基 準		
白壁のみち	意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・低層の武家屋敷群が建ち並ぶ伝統的なまちなみを阻害することなく調和を図る。 ・原則として、氏名、名称、商号、建築物の名称及び事業若しくは営業の内容の表示以外の広告物は設置しない。 		
	位 置	・取付位置は軒下で、人の目線を配慮した位置とすることが望ましい。		
	大 き さ	・1方向の表示面積は0.2㎡以下を原則とする。		
	材 料	・木質系を基本とする。		
	色 彩	・塗装をしない、又は無彩色とすることを基本とする。		
	照 明	・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。		
十文字川のみち	意 匠	<ul style="list-style-type: none"> ・十文字川の生活に潤いを与えるせせらぎ空間との調和を図る。 ・原則として、氏名、名称、商号、建築物の名称及び事業若しくは営業の内容の表示以外の広告物は設置しない。 		
	位 置	・取付位置は軒下で、人の目線を配慮した位置とすることが望ましい。		
	大 き さ	・1方向の表示面積は0.4㎡以下を原則とする。		
	材 料	・木質系を基本とする。		
	照 明	・暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。		
商家のみち	意 匠	・伝統的な町家群との調和に配慮したうえで、旧街道の賑わいを思い起こさせるような意匠とする。		
	大 き さ	突出広告物	下屋庇上木製板看板	・看板の高さは、看板を定着する下屋根又は下屋庇の軒高さの36/100以下を原則とする。
			袖看板・吊り看板	・1方向の表示面積は0.7㎡以下を原則とする。
		壁面利用広告物		・表示面積は1.8㎡以下を原則とする。
		開口部のガラス面に設置する広告物		・ガラス面積の50%以下を原則とする。（ガラスの屋内側に設置する広告も対象とする。）
		建植え広告物・置き看板・立て看板		・1方向の表示面積は1.5㎡以下を原則とする。
		のれん	長のれん	・面積は2.7㎡以下を原則とする。
			日除けのれん	・面積は4㎡以下を原則とする。
	垂れ幕・のぼり		・面積は1.2㎡以下を原則とする。	
	材 料	のれん・垂れ幕・のぼり		・生地は布製を原則とする。

浦川のみち	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 漆喰、焼杉板、枝垂れ柳などの、風情と情緒が漂う空間を阻害することなく調和を図る。 原則として、氏名、名称、商号、建築物の名称及び事業若しくは営業の内容の表示以外の広告物は設置しない。 		
	位置	<ul style="list-style-type: none"> 取付位置は軒下で、人の目線を配慮した位置とすることが望ましい。 		
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> 1方向の表示面積は0.4㎡以下を原則とする。 		
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 木質系を基本とする。 		
	照明	<ul style="list-style-type: none"> 暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。 		
川辺のみち	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 背景となる山々やまちなみとの調和と城下町へと誘う空間であることに配慮した意匠とする。 		
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> 建植え広告物、置き看板及び立て看板は川辺ゾーンの基準による。それ以外については、商家のみちの基準に準じる。 		
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 商家のみちの基準に準じる。 		
醤油蔵界限	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 赤い煉瓦造の煙突と黒い板壁とのコントラストが効いたまちなみや近代洋風建築のハイカラモダンな雰囲気と調和した意匠とする。 		
	大きさ	突出広告物	下屋庇上木製板看板	<ul style="list-style-type: none"> 看板の高さは、看板を定着する下屋根又は下屋庇の軒高さの36/100以下を原則とする。
			袖看板・吊り看板	<ul style="list-style-type: none"> 1方向の表示面積は1㎡以下を原則とする。
	大きさ	壁面利用広告物		<ul style="list-style-type: none"> 表示面積は1.8㎡以下を原則とする。
		開口部のガラス面に設置する広告物		<ul style="list-style-type: none"> ガラス面積の20%以下を原則とする。（ガラスの屋内側に設置する広告も対象とする。）
		建植え広告物・置き看板・立て看板		<ul style="list-style-type: none"> 1方向の表示面積は0.75㎡以下を原則とする。
		のれん	長のれん	<ul style="list-style-type: none"> 面積は2.7㎡以下を原則とする。
			日除けのれん	<ul style="list-style-type: none"> 面積は4㎡以下を原則とする。
		垂れ幕・のぼり		<ul style="list-style-type: none"> 面積は1.2㎡以下を原則とする。
	材料	のれん・垂れ幕・のぼり		<ul style="list-style-type: none"> 生地は布製を原則とする。
寺院界限	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 寺院の門前の静かな佇まいを阻害することなく調和を図る。 原則として、氏名、名称、商号、建築物の名称及び事業若しくは営業の内容の表示以外の広告物は設置しない。 		
	位置	<ul style="list-style-type: none"> 取付位置は原則として1階の階高さより低くする。 		
	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> 1方向の表示面積は1.2㎡以下を原則とする。 		
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 木質系を基本とする。 		
	照明	<ul style="list-style-type: none"> 暖かみのある光の色を基本とする。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは避ける。 		

(注)「醤油蔵界限」及び「寺院界限」の基準は、当該界限の中の醤油蔵又は寺院が接する通りに面する広告物等を対象とする。

6 修景のポイントと基準の解説

建築物等



高さ

龍野地区のような歴史的なまちなみでは、瓦屋根の屋並みの景観を乱したり、まちなみの背景となる自然景観を遮る高い建物を建てないことと、通りの建物の高さに統一感を持たせることが、良好なまちなみ景観の形成のために重要です。

そのため、龍野地区では全域に 13 m の高さ制限を設け、「山麓ゾーン」といくつかの「みち」で階数制限を設けています。

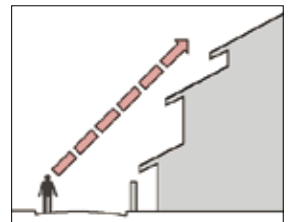
ポイント

【全域】 13 m 以下

【山麓ゾーン】 3 階以下

【白壁のみち・十文字川のみち
商家のみち・浦川のみち】

2 階とする。やむを得ず 3 階以上とする場合は、3 階以上の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。(右図)



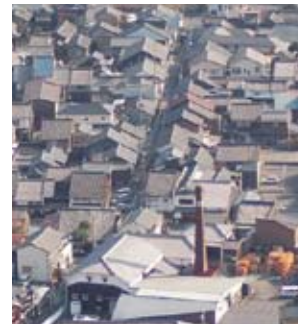
3 階以上は壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。

屋根

鶏籠山、的場山、白鷺山、龍野橋などの主要な眺望点から見ると、連続した瓦屋根の屋並みが、龍野の落ち着いた城下町らしい眺望景観をつくり出しています。

このような屋並みの景観は、良好なまちなみの形成に大きな役割を果たしますが、一部の違った屋根の形状や色彩・材料により調和を乱すこととなります。

このため、周囲の伝統的な建物と合った屋根の形式、勾配、仕上げ、色彩等に配慮することが必要です。



龍野の瓦屋根の屋並み

■ 勾配屋根・下屋根

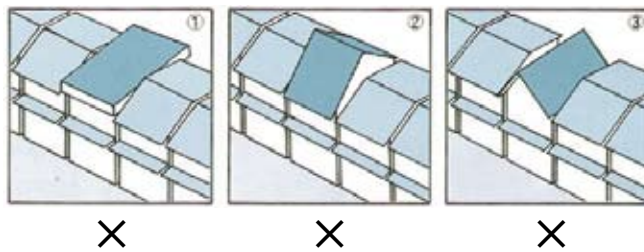
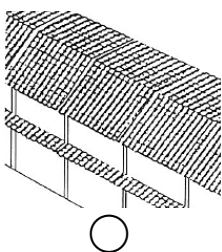
同程度の勾配の勾配屋根が続くまちなみは、連続感とリズム感があり、良好な景観をつくり出します。陸屋根や違った勾配の屋根は避け、屋根形状を周囲の伝統的な建築物に合わせると、修景上の大きな効果があります。

また、1 階に下屋根又は下屋庇を設け、軒先の位置、高さ、勾配を周囲の伝統的な建物に合わせると、更に高い効果が表れます。

そのため、龍野地区では、全域で勾配屋根にすることとし、「商家のみち」で、1 階の下屋根又は下屋庇を設置することとしています。



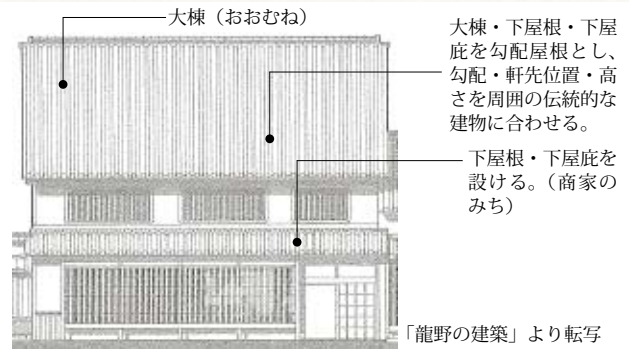
勾配屋根のそろったまちなみ



ポイント

【全 域】
勾配屋根

【商家のみち】
1階に下屋根又は下屋庇



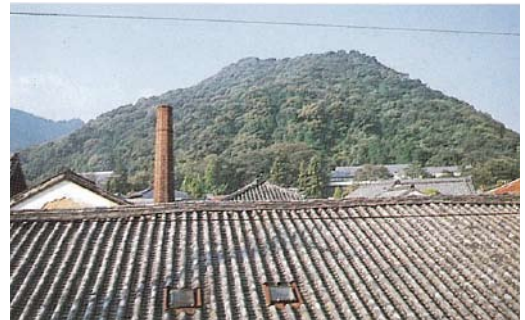
屋根形態の基準

■色彩・材料

濃灰や灰色の和瓦で葺かれた瓦屋根の景観は、^{いらか}蕩の波と表現される日本的なもので、年月を経るごとに味わいを増します。

和瓦葺きには、本瓦、棧瓦又は外観がこれらと同等の製品があります。龍野の伝統的な建物では本瓦葺が多く、特に現在残っている江戸時代以前の建物は本瓦葺が主流です。周囲の伝統的な建物に合わせ、和瓦葺きとするように努めてください。

「商家のみち」、「醤油蔵界限」、「浦川のみち」では材料を決めています。



醤油蔵の本瓦葺き屋根

ポイント

【商家のみち】和瓦葺き

【醤油蔵界限・浦川のみち】
本瓦葺きとするように努める。
(できない場合は、和瓦葺き)

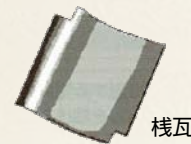
色の統一も良好な景観の形成には欠かせません。瓦以外の屋根も含め、濃灰、灰色又はこれに近い色彩とし、色の範囲を決めています。瓦で施釉しているものはほとんど見られませんので、黒は含めていません。

ポイント

【全 域】屋根の色彩の範囲：
無彩色明度 2.5 ~ 5

■瓦について

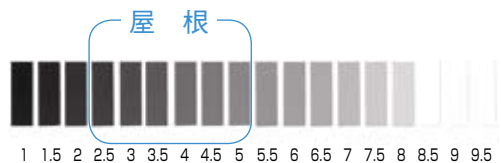
「和瓦葺き」とは、棧瓦、本瓦又は外観がこれらと同様の製品です。



棧瓦



本瓦



■その他

「川辺ゾーン」においては、龍野橋や対岸などからの眺望景観に配慮し、対岸から桁行き方向の屋根が見える形状、配置としてください。

また、「川辺のみち」においては、龍野地区の玄関口として、屋根、外壁等に龍野らしい意匠を取り入れるように努めてください。



対岸から見た川辺ゾーンの屋並み

外壁

歴史を感じさせるまちなみには、必ずその地域の特性から生まれた地域の素材と色彩があり、まちなみの景観を特徴づける大きな要素になっています。

龍野地区の外壁は、漆喰の白壁、灰色の壁、茶系統の板壁が多く見られます。

外壁は通りを行く人々の目につきやすいため、通りとしての連続性を損なわないような数々の工夫が必要です。



漆喰塗りと板貼りが多い商家のみちの外壁

■色彩・材料

外壁には、地域で昔から使われている木材、土壁、石材、漆喰などの自然系の素材を用いるように努めてください。

基調となる色は、それらの色である白又は灰色もしくは茶系統の落ちついた色彩とし、色彩の範囲を決めています。なお、着色されていない自然系の素材の色はそのまま使えます。

また、虫籠窓、格子等の伝統的な意匠を取り入れるように努めてください。

なお、「醤油蔵界限」、「商家のみち」、「浦川のみち」では、仕上げ材料を決めています。

ポイント

【全域】基調色は、白・灰色・茶系統の落ちついた色彩。色の範囲は基準参照。

【醤油蔵界限・商家のみち・浦川のみち】

「界限」・「みち」別に、仕上げを漆喰塗、板貼り、石貼り等から規定。



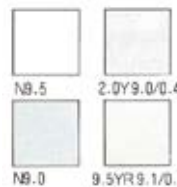
醤油蔵の漆喰の白壁と板壁



灰色系の町家の壁

■壁の色

しっくい壁と連続感をもつ白あるいは黄味を帯びた温かみのある白。



マンセル色度の範囲
色相 7.5YR～2.5Y
明度 9以上
彩度 1以下
(明度9以上の無彩色を含む)

■腰壁の色

腰壁をつける時は落ち着いた茶色系。



マンセル色度の範囲
色相 2.5YR～10YR
明度 2～4.5
彩度 3以下

外壁の色彩の範囲

■壁面をそろえる

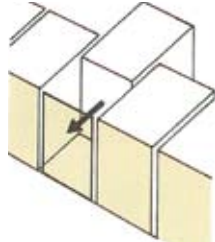
「町家ゾーン」では建物の壁面が概ねそろっており、隣家との間が空いていないため、まちなみの連続感があります。壁面の位置を隣近接する伝統的な建物の壁面又は塀にそろえるように努め、敷地内に駐車スペースを確保するなどのため、やむを得ず建物を後退させた場合でも、門、塀を設置する等により、まちなみの連続性を損なわない工夫が必要です。

「武家地ゾーン」では戸建て住宅が多く、壁面を道路境界線から後退させ、ゆとりのある住宅地とすることが大切です。

ポイント

【武家地ゾーン】外壁は道路境界線から1m以上後退。

【町家ゾーン】通りに面する壁面は、隣近接する伝統的な建物の壁面、塀にそろえるように努める。駐車スペース等を確保するために建物を後退させる場合は、門、塀の設置等により、まちなみの連続性を損なわないように努める。



壁面の連続性を確保した駐車場の事例

開口部 (窓・出入口)

窓や出入口などの開口部は、建物の修景上大変重要な部分です。通りを歩くと格子や建具類の表情や材質感により、住む人々の生活感が伝わってきます。また窓や格子には地域固有のデザインがあり、龍野らしさを演出できます。

シルバー色のアルミサッシやシャッターは避け、木製建具や茶系統などのカラーサッシを使用してください。また、まちなみの連続感を高める引き戸にしたり、伝統的な様式の格子を取り入れるなど、開口部の演出に努めてください。

「商家のみち」においては、木製建具を原則とし、窓、格子等を伝統的な様式にすることとしています。

ポイント

【町家ゾーン】建具の色は黒色又は茶系統

【商家のみち】原則として、木製建具。やむを得ず木製以外とする場合は、茶系統の色彩。通りに面する部分の窓、格子等は、伝統的な様式。



木製建具と格子の改修事例



地区内の格子と虫籠窓の事例

外構

通りに面して設ける門や塀は、目立ち易く、その質感、形状、色彩などは、通りを歩く人々に強い印象を与えます。和風の門や塀、生垣とするように努めてください。

また、木々の緑は景観に潤いを与えます。植生に配慮し、緑を増やしましょう。

十文字川や浦川沿いでは、せせらぎ景観に配慮した修景を行ってください。



四つ目垣から蕾がのぞく椿

■門・塀・生垣

コンクリートブロック塀やネットフェンスは伝統的なまちなみには合いません。これらは避けて、門、塀は、白又は茶系統の落ち着いた色彩としてください。

特に武家地ゾーンは、閑静でゆとりのある住宅地ですので、門、塀又は生垣を設け、門、塀は和瓦葺きとするよう努めてください。「白壁のみち」、「十文字川のみち」では、仕上げを漆喰塗り、板貼り、石貼りなどにしてください。

植栽をする場合は、地域の環境に適した在来種を選定するなど、自然植生を考慮してください。

また、建築敷地以外でも、駐車場や空き地はまちなみの連続性を損ないます。和風の塀などで囲むなど、景観に配慮した工夫に努めてください。

ポイント

【全域】 門・塀を設置する場合は、白又は茶系統の落ち着いた色彩。

【武家地ゾーン】 門、塀又は生垣を設ける。門、塀は和瓦葺き。

【白壁のみち・十文字川のみち】

門、塀の仕上げは漆喰塗り、板貼り又は石貼りで、和瓦葺き。



武家地ゾーンでの白壁和瓦の塀



小学校プールの白壁和瓦の塀



公共駐車場を囲った和瓦の板塀

■せせらぎ・水路

十文字川、浦川のせせらぎ・水路沿いのまちなみは、龍野を代表する景観の一つです。水路の暗渠化を避け、水路橋、石積み、植栽などが織りなす水路景観に配慮した修景に努めてください。



浦川のみちの水路景観

その他



メーター・空調機の目隠しの事例

■建築設備

空調機等壁面に設置する設備は、通りから見えない位置に設置してください。やむを得ず、見える位置に設置する場合は、意匠に十分配慮した目隠しを設けてください。

屋上設備（太陽光パネルを含む）は、鷄籠山、的場山、白鷺山の主要な眺望点からの景観に配慮して、設置しないようにしてください。

■灯 具

落ち着いた城下町の夜景景観には、灯具への配慮が必要です。いくつかの「界限」、「みち」で基準を決めています。

枠は木枠で木地色仕上げとするよう努めてください。

暖かみのある光の色にしてください。ただし、色電球、色付きアクリル覆いは使用しないでください。（白色・乳白色の覆いは構いません。）

笠付行灯、灯籠、堤灯、バルベットなどが推奨されます。



和風灯具の事例

龍野の町家の外観的特徴



龍野における町家の1階は基本的に柱が見える真壁造であるが、2階は塗りごめと真壁の2つの方法がある。1階は出入口に格子戸をはめ、開口部を出格子あるいは平格子とし、脇あるいは出入口の袖などを腰板付の壁で固めるといったもので、この方式は改造の加わらないほとんどの町家にほぼ共通する構成である。なお1階の全面に犬除けを置く例もある。ここに示したように、1階の要素はそれほど多くはなく、また建築年代の差によってもその構成を大きく異にすることもない。

2階は1階に比べてデザインは単純なものの、上述の壁仕上げに加えてムシコ窓、格子窓、太格子窓といった窓の処理の種類に幅がある。ただ、ムシコ窓は階高の低いツシ2階に多く見られ、時代が下り2階の背が増すにつれ、格子窓などが多用されており、また鉄格子付の窓なども散見される。龍野では、格子は様々な親子格子などが用いられ、繊細なデザインが施されている。

また、他の地域では一般に身舎に庇がつく形で、2階部分が1階よりセットバックした断面となる場合が多いが、龍野では1階は出格子がつく程度で、基本的に1,2階のラインがそろっているものが多い。

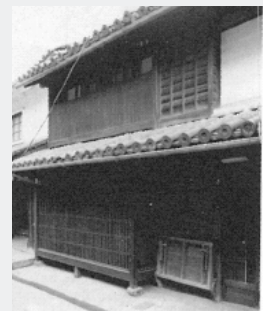
なお、屋根は重厚な本瓦葺きが非常に多く残り、町並みをどっしりと落ち付いたものに見せている。小さな越屋根がときにその棟を飾り、アクセントを添えている。

●町家外観構成要素

2階 格子窓+戸袋 (ササラ子下見板貼)

1階 出格子+揚げみせ+部戸

龍野の町家では、繊細な格子のデザインが特徴である。このような1階の出格子は一般的な外観要素である。2階の格子窓もよく使われており、写真のように親子に格子を組むことが多い。揚げみせや部戸は、現在まちなかでほとんど残っていない。



町家の構成要素

格子のバリエーション

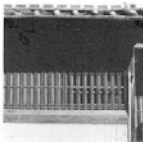
平格子



台格子



腰に石を貼った格子窓、昭和初期の町家



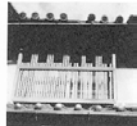
出入口のデザイン

引き違いの格子窓、両側を腰板付の塗り壁を固めている



2階窓のバリエーション

格子窓



ムシコ窓



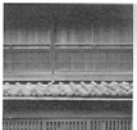
ムシコ窓



中棧吹寄格子



手摺格子



壁のデザイン

板壁 (ササラ子下見板貼)



シックイ塗りごめ+腰板壁 (羽目板なし)



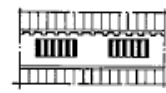
犬矢来のデザイン



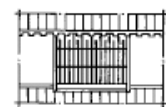
犬矢来の奥に出格子がある



2階開口部方式 (「龍野の建築」(昭和62年)より引用)



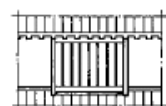
1. ムシコ窓



2. 出格子窓



3. 金属格子



4. 出格子窓 (金属格子)



5. 戸袋付雨戸引



6. ガラス窓

(「龍野市川西地区伝統的建造物群保存対策調査」(昭和57年)より引用)

参考文献 「龍野のまちなみ」昭和55年、「龍野市川西地区伝統的建造物群保存対策調査」昭和57年、「龍野の建築」昭和62年、「生きた城下町博物館都市龍野」平成4年、「龍野の町並み2009」平成21年

広告物等



広告物は生活に必要な情報を伝達する手段として必要なものですが、無秩序・無制限に氾濫しますと景観を著しく損ないます。良好なまちなみ景観を創出するには、広告物について一定のルールを設け、まちなみや建物に調和した質の高い広告物を掲出することが重要です。

位置

広告物は一定のルールに従い設置することで、統一感が出て節度ある良好な広告景観が演出できます。龍野は道が狭く、また人の視線を重視すると、取り付け高さを1階の軒高さまでとし、和風で瓦屋根の眺望景観への配慮から、屋上、屋根上等には掲出しないことが大事です。また、「川辺ゾーン」では橋や対岸からの眺望に配慮し、揖保川に直交するように設置してください。

ポイント

- ・屋上、最上階の屋根、1階の下屋根、下屋庇の上には掲出しない。
- ・取り付け高さは1階の階高さを限度とする。
- ・川辺ゾーンでは、揖保川に直交して設置することを基本とする。



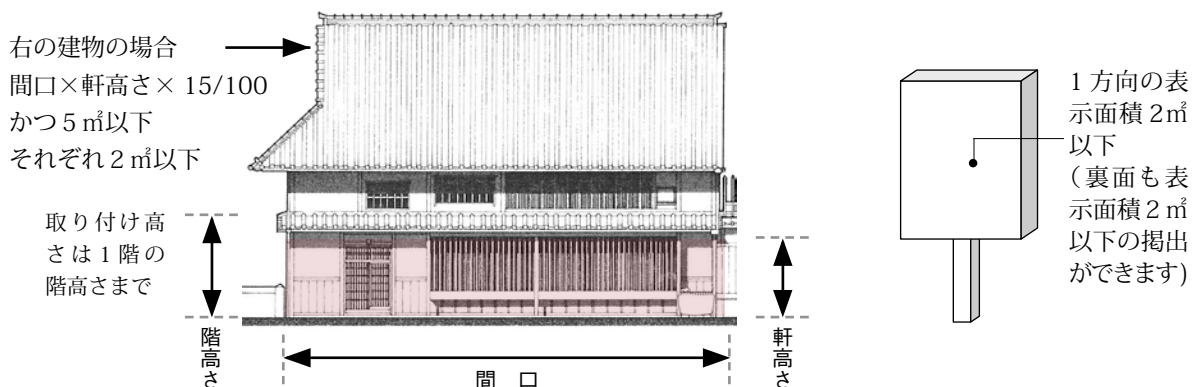
伝統的な意匠の木製看板・灯具看板等は1階の下屋根、下屋庇の上にも設置できます。

大きさ

大きな広告物は景観に大きな影響を与えます。そのため、基準では広告物の大きさの最大限度を決めています。「川辺ゾーン」は幹線道路沿いであるため、やや緩和した基準にしています。なお、コンビニエンスストアなどの全国チェーンの店舗も景観形成基準への対応をお願いします。

ポイント

- 【川辺ゾーン以外】** 1方向の表示面積は2㎡以下。
1立面の壁面利用広告物の総表示面積は、間口×軒高さ×15/100以下かつ5㎡以下。
- 【川辺ゾーン】** 建植え広告物・置き看板は、1方向の表示面積は2.5㎡以下。
1立面の壁面利用広告物の総表示面積は5㎡以下。
(地色を無彩色・茶系統とし、文字を20%以下とした場合は10㎡以下。)



意匠 材料 文字等 照明等

広告物のデザインのうえで、意匠、材料などは非常に重要です。鶏籠山や揖保川等の自然環境、歴史的なまちなみ、建築物に調和したデザインとしてください。

木材、石材等の自然系の素材を使用することや、屋根、腰板、格子、行灯などの伝統的意匠を取り入れることに努めてください。

地色に占める文字の面積の割合を小さくしてください。

のぼり旗、動く光を用いた看板などのまちなみにふさわしくない看板は設置しないでください。

自然系の素材や伝統的意匠を取り入れた広告物の事例



自然系の素材を使った行灯風の吊り看板



屋根、腰板等の伝統的意匠を取り入れた置き看板

まちなみにふさわしくない看板の事例



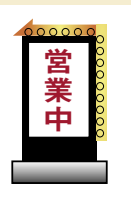
のぼり旗



簡易な脚付き立て看板



回転灯を用いた看板



動く光を用いた看板

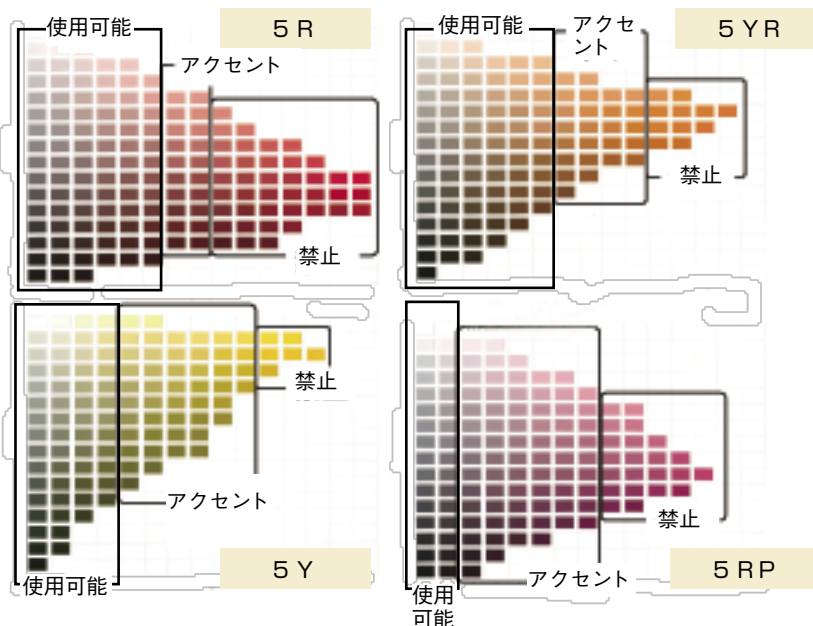
色彩

派手な色彩の広告物は景観に対する影響が大きいため、色彩の制限を設けています。面積を限らず使用できる色彩(使用可能色)と、表示面積の20%以下に使用できる色彩(アクセント色)と、全く使用できない色彩(禁止色)があります。

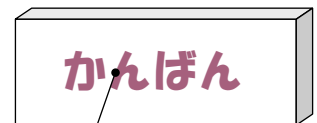
なお、着色されていない木材、石材、銅板等の自然系素材の色は規制を受けません。

ポイント

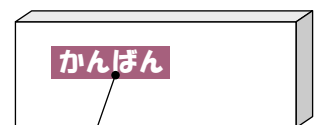
色彩は、使用可能色、アクセント色、禁止色に分かれる。



使用可能色、アクセント色、禁止色の例



アクセント色は表示面積の20%以下。禁止色は使えません。



アクセント色は表示面積の20%以下であれば、地色としても使えます。

「みち」沿い等の広告物等誘導基準

広告物等の景観形成基準に加え、「みち」、「界限」では、より質の高い広告物景観を実現するため、広告物等誘導基準を定めています。下記の基準についても適合するように努めてください。（詳しくは基準をご覧ください。）

■白壁のみち・十文字川のみち・浦川のみち・寺院界限

これらの「みち」や「界限」は、戸建て住宅を中心とした閑静な地域です。それぞれの「みち」や「界限」の基準で、意匠の欄の記載内容に配慮し、落ち着いたまちなみに調和するデザインとするよう努めてください。

ポイント

- ・原則として商号、建築物の名称、事業・営業内容の表示など以外の広告物は設置しない。
- ・表示面積を限度面積以下にし、木質系の材料で無塗装又は無彩色を基本とする。
- ・照明は暖かみのある色を基本とする。



広告物の事例

■商家のみち・醤油蔵界限・川辺のみち

これらの「みち」や「界限」は、伝統的な様式の町家の店舗や醤油蔵などが比較的多い地域であり、まちなみと調和した質の高い広告物景観の創出が望まれます。それぞれの「みち」や「界限」の基準で、意匠の欄の記載内容に配慮し、伝統的な建物群との調和に配慮し、旧街道の賑わいを思い起こさせるようなデザインとしてください。

ポイント

- ・表示面積は、限度面積以下。
- ・屋外広告物条例では対象にならないガラスの屋内側の広告物も対象。
- ・のれんは大きさを緩和。

看板の高さ
= 下屋庇の軒高の
36/100 以下



下屋庇上
木製看板
の事例



吊り看板
の事例



壁面利用
広告物の
事例



開口部ガラス
面設置広告物
の事例



建植え広
告物の事
例



長のれん
の事例



日除け
のれん
の事例

7 届出の手続き

景観形成地区内において、以下に該当する建築工事等を行う場合には、景観の形成等に関する条例に基づく届出の手続きが必要です。

建築物等の届出

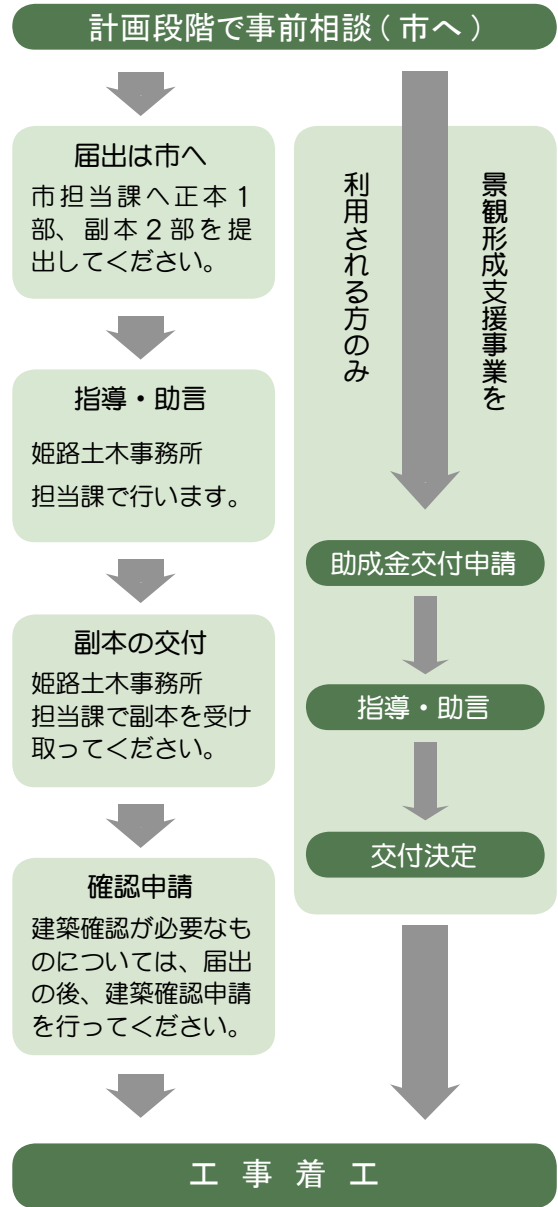
〈届出対象〉

景観形成地区内の建築物または工作物の新築・改築・増築・移転、大規模な修繕・大規模な模様替え、外観の過半にわたる色彩または意匠の変更、屋外における自動販売機の設置。

〔届出添付書類〕 正本1部、副本2部提出してください。

届出添付図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500 以上	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1/200 以上	
各階の平面図（備考1）	1/200 以上	
各面の立面図	1/200 以上	主要部分の材料の種類、仕上げ方法及び色彩
主要部の2面以上の断面図（備考1）	1/200 以上	
外構平面図	1/200 以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
敷地周辺状況カラー写真（備考2）		
完成予想図カラー写真（備考2）		
協議書、予測書又は評価書（備考3）		
知事が特に必要と認める図書		自己評価書

- 備考： 1 各階の平面図及び主要部2面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。
 2 敷地周辺状況カラー写真及び完成予想図カラー写真は、条例の規定による協議をする場合は添付を省略できる。
 3 協議書、予測書又は評価書は、条例の規定による協議をした場合に添付すること。
 4 届け出た内容又は通知した内容を変更するときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。



屋外広告物の許可申請

広告板、広告塔、立て看板、はり紙、ポスター、建築物の壁面利用広告物など、屋外で一定期間継続して表示される屋外広告物には屋外広告物条例に基づく許可申請が必要なものがあります。詳しくはたつの市都市建設部まち未来創造課にお問い合わせください。

問い合わせ先

- 兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課・第2課 TEL 079-281-3001 (代表)
- たつの市都市建設部まち未来創造課 TEL 0791-64-3131 (代表)
- (公財)兵庫県まちづくり技術センターまちづくり推進部まち計画課 TEL 078-367-1230 (代表)

(1) 景観形成支援事業

兵庫県では、住民の方々が自ら実施する良好な景観の形成に対して、(公財)兵庫県まちづくり技術センターを通じて、積極的な景観まちづくりを支援しています。

○歴史的景観形成建築物等修景助成

< 建築物の修景 >

助成対象	助成率	一般助成 (万円)	中間助成 (万円)	重要助成 (万円)
①設計費(基本・実施設計費、工事監理費)	1/3	—	30	60
②建物(建築工事の外観に係る工事費)	1/3	50	120	270
③門・塀(門・塀の外観に係る工事費)	1/3	25	30	60
④その他(垣・柵・擁壁等の外観に係る工事費)	1/3	25	30	60
合計の上限(一敷地の助成額の合計)		75	150	330

※ 歴史的景観形成建築物修景助成は、修景の状況により助成限度額が変わります。伝統的意匠を多く取り入れるほど費用負担が増えるため、修景の程度にあわせて3つの助成限度額区分を設けています。

※ 建築物の他、工作物や自動販売機についての修景助成もあります。

○景観まちづくりアドバイザー派遣

建築物の修景にアドバイスを受けたい場合や景観の勉強会などに景観アドバイザーを派遣し、派遣費用を支払います。(回数、費用に上限があります。)

○景観まちづくり活動助成

景観まちづくりを行う住民団体等に対し、研修、調査、広報等の活動経費を助成します。(補助率 3/4、限度額 15 万円)

(2) 町並み整備助成事業

たつの市では、景観形成地区内の貴重な建造物等を保存するため、その修復・復旧のための経費の一部を助成し、市と住民の方々が一体となって歴史文化遺産を守り活かすまちづくりを進めています。

対象となる建造物等

景観形成地区内の景観通りに面する伝統的建造物及びこれと一体をなしている工作物の修理又は環境物件の復旧(武家屋敷・土塀、江戸時代から昭和の戦前までの伝統的町家・土蔵、醤油蔵・煙突等の伝統産業施設、町の歴史を表している石垣・井戸等)

町並み整備委員会の意見を聞いて市が選定します。

助成額

伝統的建造物・工作物：

外観及び保存のための構造部分の修理経費の 1/2
限度額 300 万円

環境物件：

当該物件の復旧費の 1/2
限度額 100 万円

助成制度による 外観修景事例



※ 建築物等を所有される方は、景観形成支援事業等を活用するなど、長期にわたって適切な管理を行ってください。

■景観の形成等に関する条例（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もって魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- (2) 広域景観の形成 景観の形成のうち、複数の市町の区域に広がる優れた景観の創造又は保全をいう。
- (3) 星空景観の形成 景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう。
- (4) 建築物等 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及び工作物（同法第88条第1項に規定するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。ただし、第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物であるものを除く。
- (5) 大規模建築物等 次のア又はイの区域の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる建築物等（特定建築物等を除く。）をいう。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く区域 建築物で、高さが15メートルを超え、若しくは建築面積が1,000平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが15メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

イ アに掲げる区域以外の区域 建築物で、高さが12メートルを超え、若しくは建築面積が500平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが12メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が500平方メートルを超えるもの

- (6) 特定建築物等 次に掲げる建築物等をいう。

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する建築物等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）第2条第4号に規定する第4種地域内の建築物等を除く。次号において同じ。）で、延べ面積（当該ホテル営業又は旅館営業の用に供する部分に限る。）が500平方メートル以上又は客室数が10室以上であるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供する建築物等で、延べ面積（当該営業の用に供する部分に限る。）が200平方メートル以上又は設置するばちんこ遊技機若しくは回胴式遊技機の台数が100台以上であるもの

ウ 発電用風力設備で、高さが31メートル（当該発電用風力設備が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル）を超えるもの

エ 観覧車で、高さが31メートル（当該観覧車が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル）を超えるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、景観に及ぼす影響が著しく大きいものとして規則で定める建築物等

（県の責務）

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を

図るものとする。

- 2 県は、公共の用に供する施設の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

（市町の責務）

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

—中略—

第2章 景観形成地区

（指定）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域（当該区域が1の市町の区域に存するものに限る。）を、それぞれ当該各号に定める景観形成地区として指定することができる。

- (1) 伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域 歴史的景観形成地区
- (2) 良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域 住宅街等景観形成地区
- (3) 駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を果たしている市街地の区域 まちなか景観形成地区
- (4) 国道、県道等の沿道の区域 沿道景観形成地区

2 市町長は、前項各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区の指定を要請することができる。

3 知事は、前項の規定により要請のあった区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成地区に指定するものとする。

4 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定をしようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。

5 前項の規定による公告があったときは、当該景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

7 知事は、前項の規定により、景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。

8 知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。

9 第2項及び第4項から前項までの規定は、景観形成地区の変更について準用する。

（景観形成基準）

第9条 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。

2 前項の景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成地区における景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。

- (1) 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
- (2) 広告物等（屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第1条に規定する広告物等をいう。以下同じ。）の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
- (3) 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設

置の方法

(4) その他景観の形成を図るために必要な事項

3 前条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。

(行為の届出)

第10条 歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(1) 建築物等（特定建築物等を除く。以下この条及び第13条において同じ。）の新築、改築、増築又は移転（建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。次号において同じ。）

(2) 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え

(3) 建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更（前2号に該当する行為を除く。）

(4) 屋外における自動販売機の設置

2 まちなか景観形成地区内において、次に掲げる建築物等に係る前項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(1) 建築物で、高さが12メートルを超え、又は建築面積が800平方メートルを超えるもの

(2) 工作物で、高さが12メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が800平方メートルを超えるもの

3 沿道景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。

(1) 広告物等の表示又は設置（法令の規定によりする行為その他規則で定める行為を除く。第17条第5号において同じ。）

(2) 屋外における自動販売機の設置

(景観に及ぼす影響に関する協議)

第11条 景観形成地区（沿道景観形成地区を除く。）内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、同項又は同条第2項の規定による届出又は第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。

(指導又は助言)

第12条 知事は、第10条各項の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第12条の2 知事は、第10条各項の規定による届出をした者が正当な理由なく前条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(建築物等その他の物件に係る要請)

第13条 知事は、景観形成地区内において、現に存する建築物等、広告物等又は自動販売機（以下「建築物等その他の物件」という。）が景観形成基準に著しく適合しないと認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、必要な要請をすることができる。

2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(国等に関する特例)

第14条 景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人（以下「国等」という。）が行う第10条各項に規定する行為については、これらの規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為

をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、通知に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

—中略—

第4章の3 建築物等その他の物件の管理

(所有者等の責務)

第27条の15 建築物等その他の物件（第21条の10第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものを除く。以下この章において同じ。）の所有者等は、当該建築物等その他の物件の外観が、周辺の良好な景観に対して支障とならないよう適切な管理に努めなければならない。

(景観形成地区内等の所有者等の義務)

第27条の16 景観形成地区又は広域景観形成地域（広域景観の形成が特に必要な区域として規則で定める区域に限る。）内（次条において「景観形成地区内等」という。）の建築物等その他の物件の所有者等は、長期にわたって適切な管理を行わない等により当該建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分（道路その他の公共の場所から容易に展望できない部分を除く。第27条の19において同じ。）を管理不全状態（規則で定める破損又は腐食が生じた状態をいう。以下同じ。）とならないよう適切に管理しなければならない。

(指導又は助言)

第27条の17 知事は、景観形成地区内等の建築物等その他の物件が管理不全状態にあると認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第27条の18 知事は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて管理不全状態を解消するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(命令及び公表)

第27条の19 知事は、前条第1項の規定による勧告に係る建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分が景観支障状態（周辺の良好な景観に著しく支障となっている状態として規則で定める特に著しい破損又は腐食が生じたものをいう。以下同じ。）にある場合であって、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて景観支障状態を解消するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 知事は、第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表するものとする。

(立入検査等)

第27条の20 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に当該建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

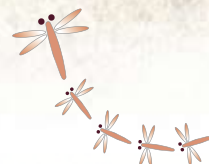
2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経費の補助)

第27条の21 県は、管理不全状態にある建築物等その他の物件の所有者等が管理不全状態を解消しようとするときは、当該者に対し、予算の範囲内で、その解消に必要な経費の一部を補助することができる。

—以下、省略—



兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室

神戸市中央区下山手通5丁目 10番1号
TEL 078-341-771(代表)

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課 第2課

姫路市北条 1-98
TEL 079-281-300(代表)

たつの市都市建設部まち未来創造課

たつの市龍野町富永 1005 番地1
TEL 0791-64-313(代表)

景観条例に基づく指定制度

http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd23/wd23_000000083.html

兵庫県 景観形成室 検索



「龍野の建築」より転写